昭和三十九年度	七・〇一六	
昭和四十年度	六・五九八	
昭和四十一年度	六・二〇二	
昭和四十二年度	五・八二七	
昭和四十三年度	五・四七一	
昭和四十四年度	五・一三四	
昭和四十五年度	四・八一四	
昭和四十六年度	四・五一一	
昭和四十七年度	四・二二三	
昭和四十八年度	三・九五一	
昭和四十九年度	三・六九三	
昭和五十年度	三・四四八	
昭和五十一年度	三・二一六	
昭和五十二年度	二・九九七	
昭和五十三年度	二・七八八	
昭和五十四年度	二・五九一	
昭和五十五年度	二・四〇四	
昭和五十六年度	二・二二六	
昭和五十七年度	二・〇五八	
昭和五十八年度	一・八九九	
昭和五十九年度	一・七四七	
昭和六十年度	一・六〇四	
昭和六十一年度	一・四六八	
昭和六十二年度	一・三四〇	
昭和六十三年度	一・二一八	
平成元年度	一・一〇二	
平成二年度	〇・九九三	
平成三年度	〇・八八九	
平成四年度	〇・七九〇	
平成五年度	〇・六九七	
平成六年度	〇・六〇八	
平成七年度	〇・五二五	
平成八年度	〇・四四五	
平成九年度	〇・三七〇	
平成十年度	〇・二九八	
平成十一年度	〇・二四八	
平成十二年度	〇・二〇〇	
平成十三年度	〇・一五四	
平成十四年度	〇・一一〇	
平成十五年度	〇・〇九三	
平成十六年度	〇・〇七八	
平成十七年度	〇・〇五九	
平成十八年度	〇・〇四二	
平成十九年度	〇・〇二六	
平成二十年度	〇・〇一二	

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○農林水産省令第十七号

農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第五十四条の二第三項の規定に基づき、農業協同組合法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年四月一日　　農林水産大臣　鹿野　道彦

農業協同組合法施行規則の一部を改正する省令

農業協同組合法施行規則（平成十七年農林水産省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

「第13　自己資本の基準の状況
第14　員外利用の状況
1　信用事業
2　共済事業
3　購買事業
4　販売事業
第15　監査報告」

に改める。

別紙様式第六号㈠目次中「第13　監査報告」を

別紙様式第六号㈠第1の記載上の注意3中「「当期増加額」を「当期増加額」に改め、同様式第1の記載上の注意に次のように加える。

4　各様式中「准組合員」は法第16条第1項に規定する准組合員をいい、「正組合員」は准組合員以外の組合員（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下業務報告書において「基盤強化法」という。）第32条第1項の規定により准組合員たる地位以外の組合員たる地位を失わない者を含む。）をいう。